

平成25年8月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 下郷 裕之

平成25年(ワ)第49号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年7月19日

判 決

山口県

原 告

同訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

京都市

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

主 文

- 1 被告は、原告に対し、202万9016円及びうち
179万7377円に対する平成25年2月7日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

原告は、貸金業者である被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金
179万7377円及びその発生時から支払済みまでの民法704条前段所定
の利息の支払を求めた。

1 前提事実

- (1) 被告及び株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）は、貸金業法（平成
18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する

法律。以下、同改正の前後を通じて「貸金業法」という。) 所定の登録を受けた貸金業者である(争いがない。)

(2) 被告は、平成23年7月1日、ライフの会社分割手続を経て、これを吸収合併した(甲1)。

(3) 原告は、ライフとの間で(平成23年7月1日以降は被告との間で)、平成12年1月27日から平成24年12月3日までの間、借入れと弁済を繰り返した(契約番号9876-0314-4534-0919。以下「プレイカード取引」という。)が、その年月日、借入金額及び弁済額の取引履歴は、別紙計算書1記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおりである(甲1)。

(4) 原告は、ライフとの間で(平成23年7月1日以降は被告との間で)、平成10年7月27日から平成24年12月3日までの間、借入れと弁済を繰り返した(契約番号5452-8513-1661-9822。以下「マルキュウカード取引」という。)が、その年月日、借入金額及び弁済額の取引履歴は、別紙計算書2記載の「年月日」、「貸付金」及び「支払金」の各欄記載のとおりである(甲1)。

2 争点に関する当事者の主張

(1) 悪意の受益者について

ア 原告の主張

プレイカード取引及びマルキュウカード取引(以下「本件取引」と総称する。)において、取引履歴の各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当し、計算上元本が完済となった後に原告が支払った金額は、ライフ及び被告の不当利得(過払金)として原告に対し返還されるべきところ、ライフ及び被告は、本件取引において、法律上の原因のないことを知りながら過払金を取得したものであるから、民法704条前段の悪意の受益者であり、各過払金の発生時から各過払金に年5分の割合による

利息を付してこれを原告に対し返還する義務を負う。

イ 被告の主張

ライフ及び被告は、民法704条前段の悪意の受益者に該当しない。

すなわち、ライフ及び被告は、貸金業法17条1項所定の書面を作成し個々の貸付の際に交付する態勢及び同法18条1項所定の書面を作成し弁済受領の都度交付する態勢を整えており、実際に各消費者に各取引ごとに各書面を交付しており、同法43条1項の要件を満たしていると認識しており、みなし弁済が成立すると認識していたことにつきやむを得ないといえる特段の事情があったのであるから、ライフ及び被告が悪意の受益者であると推定されることはない。

仮に、悪意の受益者と評価される場合であっても、民法704条所定の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日とすべきである。

(2) 法定利息の充当の可否について

ア 被告の主張

仮に、ライフ及び被告が悪意の受益者であったとしても、原告主張の計算のように、過払金について発生した法定利息を、新たな借入金債務に充当することはできず、このような合意も存在しないから、過払金元本のみが充当原資となり、過払金について発生した法定利息は充当後も残存する計算によるべきである。

イ 原告の主張

争う。

第3 争点に対する判断

1 悪意の受益者について

- (1) 貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような

認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り，法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者，すなわち民法704条の悪意の受益者であると推定される（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決民集61巻5号1980頁参照）。

(2) 被告は，ライフ及び被告において，貸金業法17条1項及び18条1項所定の書面を交付する態勢を整えていて，実際に各消費者に各取引ごとに上記書面を交付していたから，同法43条1項の要件を満たしていると認識していたと主張するにとどまり，書証も上記書面の一般的なひな型（乙1ないし4）を提出するのみであって，原告との間の本件取引において，ライフ及び被告が，貸金業法43条1項の適用要件を充足していると認識していたこと，そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったことについて，その主張を根拠づける具体的な立証があるとはいえない。

(3) 以上より，ライフ及び被告は，悪意の受益者に該当するものと認められる。

また，民法704条所定の利息を付すべき始期を訴状送達の日翌日とすべきとの被告の主張は，独自の見解であって，採用できない。

2 法定利息の充当の可否について

(1) 前記前提事実及び証拠（甲1）並びに弁論の全趣旨によれば，本件取引（マルキュウカード取引及びプレイカード取引）は，いずれも，基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引であって，いわゆる過払金充当合意（基本契約に基づく借入金債務につき利息制限法1条1項所定の利息の制限額を超える利息の弁済により過払金が発生した場合には，弁済当時他の借入金債務が存在しなければ上記過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意）を含む取引であると認められる。

そして、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、過払金について発生した法定利息を過払金とは別途清算するというのが当事者の合理的な意思であるとは解し難いところ、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁判所平成25年4月11日第一小法廷判決参照）。

- (2) これを本件についてみると、本件取引は、いずれもその基本契約に過払金充当合意を含む取引であるところ、上記特段の事情があったことを示す証拠はない。

したがって、本件取引においては、いずれも、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきであり、この点についての被告の主張は採用できない。

3 被告が返還すべき過払金及び法定利息の額について

(1) プレイカード取引について

前記1及び2をふまえ、前記前提事実に基づき、別紙計算書1記載の取引履歴をもとに、各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙計算書1記載のとおり、最終弁済日である平成24年12月3日の時点において、過払金65万6635円が発生するとともに、各過払金の発生時点における過払金相当額に対する民法704条前段所定の利息の合計額として、平成25年2月6日現在で8万5319円及び65万6635円に対する同月7日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生していることが認められる。

(2) マルキュウカード取引について

前記1及び2をふまえ、前記前提事実に基づき、別紙計算書2記載の取引履歴をもとに、各弁済金のうち利息制限法所定の制限超過部分を元本に充当して計算すると、別紙計算書2記載のとおり、最終弁済日である平成24年12月3日の時点において、過払金114万0742円が発生するとともに、各過払金の発生時点における過払金相当額に対する民法704条前段所定の利息の合計額として、平成25年2月6日現在で14万6320円及び114万0742円に対する同月7日から支払済みまで年5分の割合による利息が発生していることが認められる。

(3) したがって、被告は、原告に対し、前記(1)及び(2)の合計額である過払金179万7377円並びに利息23万1639円及び179万7377円に対する平成25年2月7日から支払済みまで年5分の割合による利息の支払義務を負うものと認められる。

4 以上によれば、原告の請求は、理由があるから認容することとし、主文のとおり判決する。なお、被告は、仮執行免脱宣言を求めるが、相当でないからこれを付さないこととする。

山口地方裁判所周南支部

裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成25年8月28日

山口地方裁判所周南支部

裁判所書記官 下 郷 裕

